

制 度 名	特別支援教育就学奨励費補助金	主管課名	義務教育課 管理 G		
		問合せ先	029-301-5215		
目的・趣旨	特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な援助を行う。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、市町村が就学に必要な援助を行う事業。</p> <p>[補助要件等] 市町村が、特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助を行っていること。</p> <p>[対象経費] 学校給食費※、通学費、職場実習費、交流及び共同学習費、修学旅行費、校外活動等参加費、学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、体育実技用具費、 拡大教材費、オンライン学習通信費 ※補助金のうち、「給食費負担軽減交付金」の対象となる公立小学校（義務教育学校前期課程を含む）に在籍する児童を除く</p> <p>[補助限度額等] 文部科学省が定める国庫補助限度額</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
特別支援教育就学奨励事業実施市町村		1/2	-	1/2	-
<p>[令和 8 年度当初予算額] 113 億円（国予算） ※特別支援教育就学奨励費負担金・補助金・ 交付金の合計</p>		<p>[令和 8 年度補助対象団体] 令和 8 年 10 月頃決定予定</p>			
<p>[備考] 生活保護法による教育扶助若しくは生活扶助により援助されている費目又は要保護児童生徒援助費補助金の対象として援助されている費目については、支給しない。 令和 8 年度より、小学校段階での学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」が創設されることに伴い、従来本補助金において支援していた公立小学校（義務教育学校前期課程を含む）に在籍する児童の学校給食費（約 14 億円）は対象外となる。</p>					